本会議の審議・委員会の審査から、公募写真、議会 NEWS②

本会議の審議から

第2回定例会の初日に上程された「工事請負契約の締結について」の議案は、本会議で審議が行われたため、その主な審議内容についてお知らせします。

「工事請負契約の締結について」

【説明】保谷町五丁目15番地先の市道千348号線に生じている溢水を、時間雨量50ミリへの対策工事を行い解消を図る。契約金額は1億4千904万円。工期は契約確定日の翌日から平成29年2月28日までである。

【主な質疑】

問　工事車両は何トントラックを使用し、保安要員は何人配置するのか。保谷小の通学路への対応は。

答　車両は4トントラックが見込まれる。車両のルート等が決まったら、学校と誘導員の配置等の打ち合わせを行い、工事に関する保安要員等の配置を決める。

問　近隣への説明は。

答　戸別にチラシを配り、口頭の説明を加え周知する。

【結果】賛成全員で同意

委員会の審査から

議案や皆さんから提出された請願・陳情は、原則として所管の常任委員会等で審査を行います。ここでは、第2回定例会における各委員会での主な審査内容についてお知らせします。

企画総務委員会

※「西東京市合築複合化にかかわる陳情」は、閉会中の継続審査となりました。

文教厚生委員会

「児童保育費用徴収条例の一部を改正する条例」

【説明】子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、要保護者等に該当する世帯又は多子世帯において、区市町村民税の所得割の額が一定程度に達しない世帯の利用者負担額に軽減の特例を設ける。

【主な質疑】

問　対象世帯、人数は。

答　多子世帯、要保護者等の世帯を合わせて約110世帯が対象となる見込み。

問　市民への周知は。

答　園だよりなどでお知らせするほか、保育園を通じて全世帯に通知予定。

問　法律改正に伴う条例改正による市への影響は。

答　市としては670万円程度の減額となり、そこに450万円程度の国と都の負担額があるため、200万円程度の減額の見込み。

問　要保護者等の定義は。

答　母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で、現に児童を扶養している者。身体障害者福祉法の規定により、身体障害者手帳の交付を受けた方で、施設に入所や入院をしていない在宅障害者の方などが要保護者等になる。

問　要保護者等の所得割額7万7千101円未満。年収に換算するとどのくらいか。

答　国のモデルでは年収360万円程度である。

【結果】賛成全員で可決

建設環境委員会

「市道路線の認定について」（5件）

【説明】都市計画法に基づく開発行為により設置され、寄附された道路を道路法の規定により認定する。

【主な質疑】

問　道路の路面の仕上げに関するルールはあるのか。

答　開発事業で整備する道路は、人にやさしいまちづくり条例により、その都度指導している。インターロッキングは、維持管理上非常に大変なため、できるだけアスファルトにするよう指導している。

【結果】賛成全員で可決

～公募写真をご紹介します～

「我が家に珍客（カルガモ親子）」

撮影：マロンママさん（南町在住）
場所：南町一丁目（平成27年7月31日撮影）

議会 NEWS ②

政務活動費の収支をお知らせします

平成27年度政務活動費の収支概要（平成27年4月～平成28年3月）

政務活動費は、毎年度、その支出内容について、収支報告書に領収書等を添えて議長に提出します。

ここでは、平成27年度に各会派へ交付した政務活動費の収支概要をお知らせします。

政務活動費とは

議員の調査研究に資するために必要な経費の一部として、会派に交付するものです。

当市議会では、議員一人当たり年額24万円（月額2万円）を支給しています。

主な使途としては、調査研究に要する事務経費のほか、地方自治に関する書籍の購入、先進施策を行っている地方自治体への視察や、議会に関する研究フォーラム等への参加、議員の議会活動報告発行等です。

収支報告書と収支概要は、市議会だよりや市のホームページで、領収書を含む全ての書類は議会図書室（田無庁舎３階）で公開しています。

（単位：円）

支出項目 ＼ 会派名（会派人数）		自由民主党西東京市議団（８人）	西東京市議会公明党（５人）	日本共産党西東京市議団（４人）	統一会派みらい（４人）	民主改革フォーラム（３人）	生活者ネットワーク（２人）	【無所属①】市民の目（１人）	【無所属②】市民派無所属西東京（１人）
調査研究費	会派が行う市の事務、地方行財政等に関する調査研究及び調査委託に関する経費	3,000					69,461		
視察研修費	会派が行う先進地等への視察・研修等に要する経費又は他団体等が開催する視察・研修等への参加に要する経費	856,105	818,843	60,400	557,384	544,543	52,979	57,344	59,440
広　報　費	会派の調査研究に係る活動、議会活動及び市の政策について住民に報告するために要する経費			714,613				68,332	31,210
広　聴　費	会派が行う住民からの要望及び意見の聴取、住民相談等に要する経費						7,390		
資料作成費	会派が行う調査研究に係る活動のために必要な資料の作成に要する経費						3,670		
資料購入費	会派が行う調査研究に係る活動のために必要な図書、資料等の購入に要する経費	527,134	176,388		166,057		129,388	106,752	94,585
事　務　費	会派が行う調査研究に係る活動のために必要な事務用消耗品の購入、事務機器のリース、文書通信（インターネット及びファクシミリ装置を用いて行う通信をいう。）その他事務の執行に要する経費	207,825	208,455	130,733	229,884	170,669	157,794	16,200	58,964
支　出　額		1,594,064	1,203,686	905,746	953,325	715,212	420,682	248,628	244,199
交　付　額		1,920,000	1,200,000	960,000	960,000	720,000	480,000	240,000	240,000
返　還　額（※1）		325,936	0	54,254	6,675	4,788	59,318	0	0

※１ 返還額とは、各会派の支出額が交付額を下回ったため市に返還された金額です。